

## 第5章 緑のまちづくりの実現に向けて

1. 市民等との協働に向けた取組
2. 財源の確保
3. 計画の管理・評価と見直し



八条さくら堤

## 1. 市民等との協働に向けた取組

緑ゆたかなまちづくりを進めていくためには、市民、団体、事業者等と市がそれぞれの役割を認識し、協働しながら、積極的に取り組んでいくことが必要です。

市民ワークショップにおいても、「協働」で取り組むことの大切さに関する意見を多くいただき、緑ゆたかなまちづくりに向けて、市民、団体、事業者等と市が協力して、具体的な仕組みづくりや施策の展開など推進していく必要があります。

### (1) 役割分担

#### 1) 市民の役割

市民は、自然の大切さを認識し、緑に対する意識をより高めていくことが必要です。また、市民一人ひとりが自宅の庭などの身近な緑を育てることや、地域で行われている活動に積極的に参加していくことが求められます。

##### 【取組イメージ】

- ・庭、ベランダなど身近な緑化に取り組む。
- ・地域で活動されている取組やイベント等のお知らせに関心を持つ。
- ・地場産の農産物を購入するなど、地域の農業について関心を持つ。
- ・地域の公園づくりや学校の緑の維持管理などに参加する。
- ・緑に関するイベントなどに参加する。
- ・地域で活動している人は、その活動内容を積極的に情報発信する。

#### 2) 団体等の役割

緑に関する活動を行っている町会・自治会、ボランティア団体等は、積極的に活動を推進していくことが必要です。また、小中高校や大学とも連携を図り、緑化に向けて取組を推進していくことが求められます。

##### 【取組イメージ】

- ・積極的に緑化活動などの緑のまちづくりを行う。
- ・その活動内容を積極的に情報発信する。
- ・緑に関するイベントを企画し参加する。
- ・各学校等は、学習の一環として、緑のまちづくり活動に協力する。
- ・本市のまちづくりに関わる大学等は、専門的知識を活かし、助言等の協力を行う。

#### 3) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、事業所の敷地内や周辺の緑化に積極的に取り組むとともに、企業の持つ専門的知識や人材等を活かして、市民や団体等の活動を支援していくことが求められます。

### 【取組イメージ】

- ・事業所敷地内や屋上・壁面等も含めた緑化に積極的に取り組む。
- ・事業所内の緑地空間を地域住民に開放する。
- ・道路に面する店舗の軒先や敷地内に鉢植えを置くなど、緑の空間を増やす。
- ・緑に関する市民や団体の活動に協力する。
- ・緑に関するイベントに参加する。

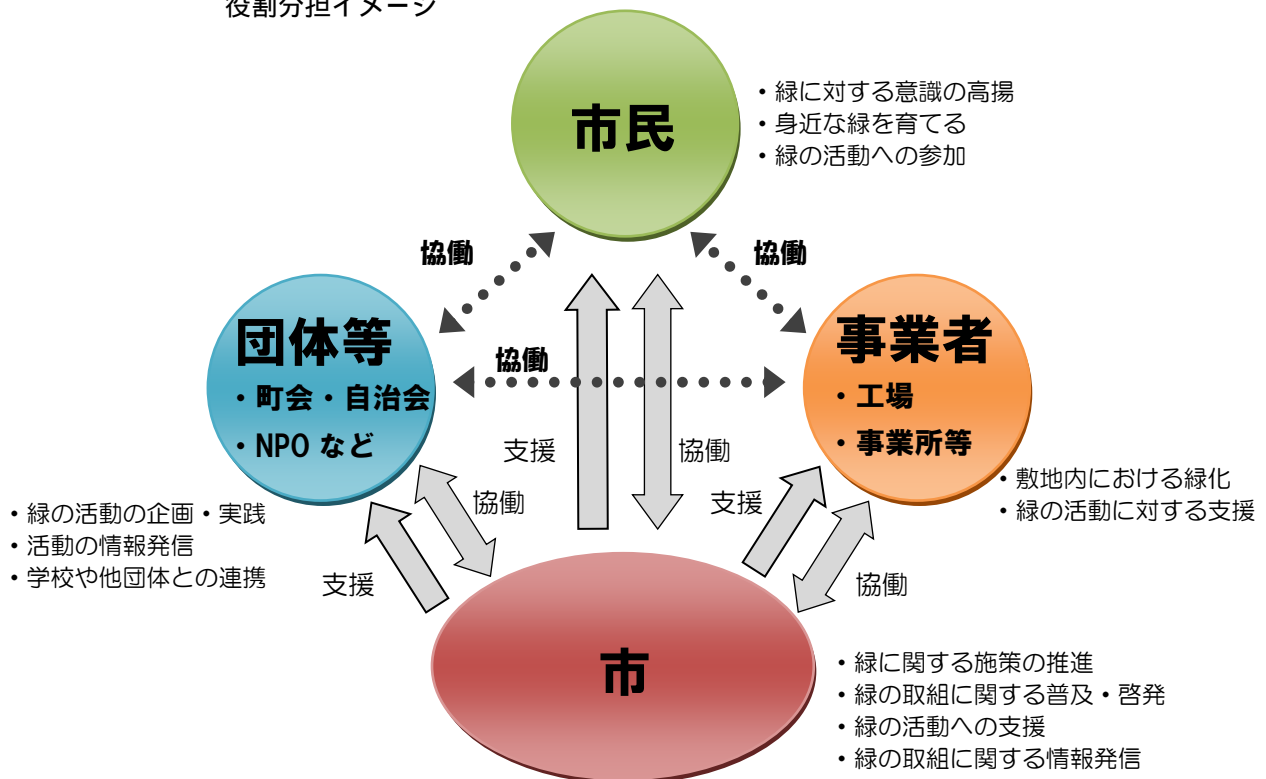
## 4) 市の役割

市は、緑の創出・保全・管理のための施策を積極的に推進します。また市民や団体等、事業者から、緑の保全、緑化活動への理解と協力が得られるよう、普及・啓発に努めるとともに、各主体が行う緑に関する活動に対して支援を行います。

### 【取組イメージ】

- ・緑に関する取組や制度等の情報をわかりやすく発信する。
- ・緑の取組の中心的な役割を担う人材を育成するとともに、市民が参加しやすい仕組みづくりに努める。
- ・市民や団体等が行う緑化活動に対して、助成等の支援を行う。
- ・庁内関係各課との連携を図り、本計画の施策を推進する。

役割分担イメージ



各施策の役割分担表

◎主体的に取り組む ○協働・参画する △支援する

基本方針	施策	役割			
		市民	団体等	事業者	市
①人と自然が共生するまち	1-1 中川・綾瀬川等の水辺の保全	○	○		◎
	1-2 「ふるさとの森」の保全・活用	○	○		◎
	1-3 保存樹木等奨励金制度の普及・啓発	◎			△
	1-4 緑地協定締結の促進	○		○	◎
	1-5 緑のウォーキングコースの普及	○	○		◎
	1-6 水辺や緑地を知るための市民参加による環境調査の実施	○	○		◎
	1-7 水辺環境保全のための野外活動の開催	◎	◎		△
	1-8 中川周辺地区の農地保全・活用	○	○		◎
	1-9 生産緑地地区の保全・活用	○	○		◎
	1-10 みどりの学校ファームの推進	○	○		◎
②地域や生物にやさしいまち	2-1 屋上緑化・壁面緑化等の推進	◎	◎	◎	◎
	2-2 公共施設の緑化	○	○	○	◎
	2-3 民間施設の緑化	◎		◎	△
	2-4 苗木の配布				◎
	2-5 みどりのカーテンの普及	◎	◎	◎	◎
	2-6 市民主体による緑化活動の推進	◎	◎	○	△
	2-7 水辺等のピオトープの保全・活用	○	○		◎
	2-8 中川・綾瀬川等の水辺における生態系の保全・回復	○	○		◎
	2-9 水と緑のネットワーク化の推進	○	○		◎
③緑による安全・安心で快適なまち	3-1 水辺林・ツ・レクリエーション機能を有する拠点等の整備	○	○	○	◎
	3-2 防災機能を有する公園等の整備	○	○	○	◎
	3-3 近隣公園、街区公園等の整備	○	○	○	◎
	3-4 公園の改修・再整備	○	○	○	◎
	3-5 緑道・遊歩道の整備	○	○		◎
	3-6 用水路の親水化整備	○	○		◎
	3-7 「防災協力農地」としての活用	○			◎
④四季の彩りと調和した魅力あるまち	4-1 中川の魅力を高める景観づくり	○	○		◎
	4-2 景観に配慮した街並みの創出	○	○	○	◎
	4-3 八潮駅周辺のうるおいのある景観づくり	○		○	◎
	4-4 開発事業等に伴う良好な緑地及び植栽の促進			◎	○
	4-5 花桃を活かしたまちづくりの推進	○	○	○	◎
	4-6 街路樹等による彩りある沿道の景観づくり	○	○		◎
	4-7 市役所通り周辺地区の景観整備	○	○	○	◎
	4-8 自然環境と調和する雨水調整池の修景				◎

◎主体的に取り組む    ○協働・参画する    △支援する

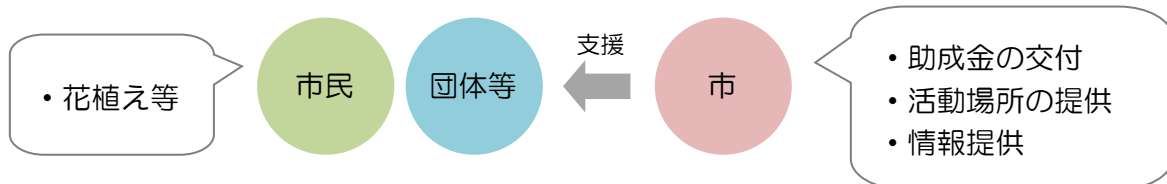
基本方針	施策	役割			
		市民	団体等	事業者	市
⑤市民等とはぐくむ緑ゆたかなまち	5-1 市民等との協働による公園維持管理の推進	◎	◎		○
	5-2 民間事業者等による公園の維持管理の検討			◎	◎
	5-3 緑と花いっぱい運動の推進	◎	◎		△
	5-4 地域緑化の推進	○	○	○	◎
	5-5 花づくり体験学習の推進	○	○		◎
	5-6 緑に関する活動のネットワーク化等の支援	○	◎	○	△
	5-7 樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施	○	○	○	◎
	5-8 緑化リーダー等の育成	○	○	○	◎
	5-9 八潮市緑の基金の有効活用	○	○	○	◎
	5-10 計画段階からの市民参加	○	○		◎
	5-11 北部拠点まちづくり推進地区の緑化誘導	○	○	○	◎
	5-12 ふれあい農園等の整備・活用	○	○		◎
	5-13 市民等との協働による農地の保全と活用	○	○		◎
	5-14 緑に関する啓発、情報の提供・発信の充実		○	○	◎

## (2) 役割分担のパターンイメージ

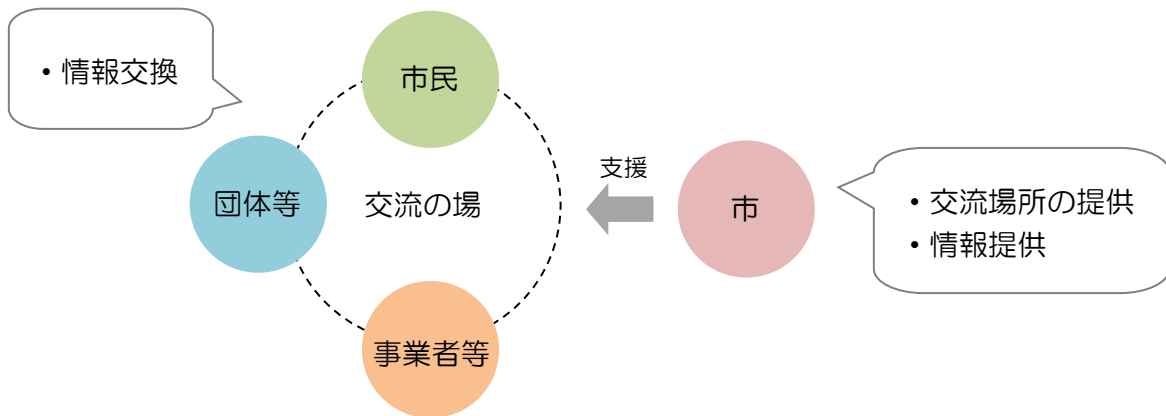
市民・団体等、事業者、市のそれぞれが主体となる取組を施策から例に挙げ、どのような役割分担のもと協働して緑のまちづくりを行うのか、イメージとして示します。

### ◆市民・団体等が主体となる取組イメージ

例えば 施策「5-3 緑と花いっぱい運動の推進」など

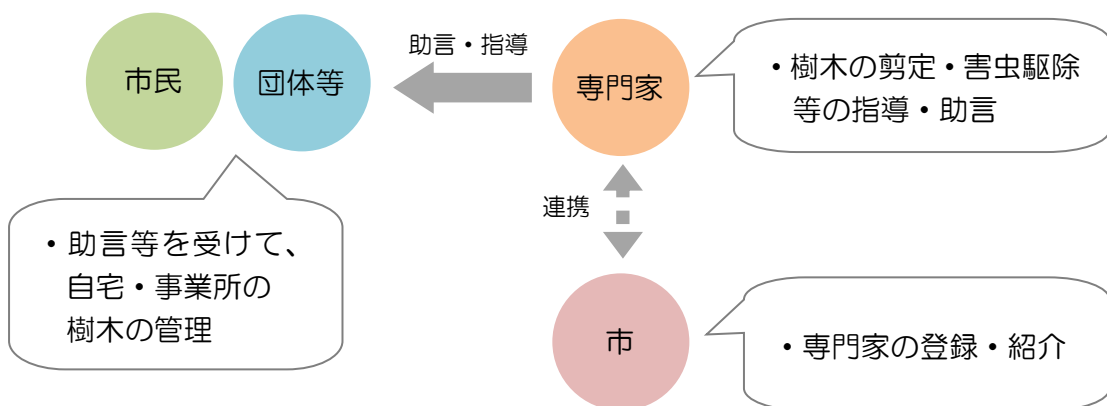


例えば 施策「5-6 緑に関する活動のネットワーク化等の支援」など



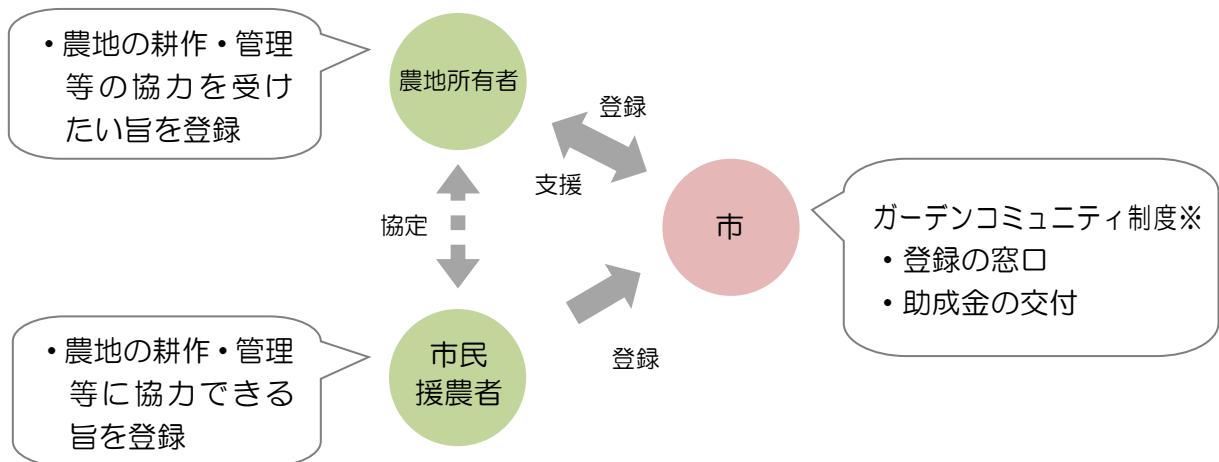
### ◆市民・事業者が主体となる取組イメージ

例えば 施策「5-7 樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施」など



#### ◆市が主体となる取組イメージ

例えば 施策「5-13 市民等との協働による農地の保全と活用」など



ガーデンコミュニティ制度：農地を活かした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地の耕作、管理等を農地の所有者及び市民等の参加と協働により行う制度（農作業に必要な技術を習得し「サポーター（援農ボランティア）」、農作業を手伝う）です。

## 2. 財源の確保

緑の保全や整備、維持管理等の各施策の推進にあたっては、財源の確保が課題となります。このため、限られた予算や緑の基金を有効に活用するよう、効率的、効果的な施策の推進を図るほか、国や県の制度等の活用に努めるとともに、民間資金※を導入できる仕組みなどを検討します。

#### 民間資金の導入例

グラウンドワーク手法：地域で暮らす市民・事業者・行政が協力して身近な環境づくりを進める手法です。例えば、公園等の整備においては、市民は計画づくりや公園づくりに参加し、事業者は公園づくりや必要な資材等を提供し、行政は造成や舗装等の基盤整備を行うなどの協働により、整備費用の軽減を図りながら公園を整備する手法です。

## 3. 計画の管理・評価と見直し

本計画の推進にあたっては、将来像である「共生・協働による水と緑ゆたかなまち 八潮」の実現に向けた、5つの基本方針に基づき展開される各個別施策の進捗状況について、適切な進行管理に努めます。

また、おおむね5年を目処に、緑地状況や社会情勢の変化、市民意識調査による市民のニーズなどを踏まえ、施策の評価・検証を行い、そのうえで必要に応じて計画の見直しを行うものとします。